

志木市告示第 2 2 4 号

志木市新複合施設建設工事技術協力業務受託者選定公募型プロポーザル実施要項について

今般、次の建設工事を技術協力業務受託者選定公募型プロポーザルにより行うので、志木市契約規則（昭和 5 1 年規則第 1 0 号）第 3 条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

志木市長 香 川 武 文

記

I 一般事項

1 目的

志木市は、志木市新複合施設建設工事（以下「本工事」という。）において、安全性と精度の高い施工を通じて、効率的で、かつ市民活動の拠点としてふさわしい新複合施設の整備を目指している。

本工事における技術協力業務受託者（優先交渉権者）の選定にあたっては「技術協力業務受託者選定公募型プロポーザル方式（E C I 方式）」を採用する。この方式は、施工者の立場からの高度な技術提案および技術協力を、実施設計の見直し段階から積極的に取り入れることを主目的とするものである。

さらに、本工事を通じて、技術協力業務受託者が有する専門的知見や技術力を最大限に活用し、設計の深化と施工の合理化を図ることにより、より高品質で持続可能な施設の整備を実現することを期待している。

2 用語等の定義

（1）技術協力業務受託者

技術協力業務受託者とは、発注者と技術協力業務委託契約を締結した者を指し、前記「1 目的」を果たすために既に完了している実施設計の見直しにおいて、発注者及び設計者と協働し、高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「V E 提案」という。）並びに施工実施方針を実施設計に反映させるため、発注者及び設計者へ技術協力業務を実施する者をいう。また、実施設計の見直し後は、優先交渉権者となり、見積合せを行い、発注者の決定する予定価格の範囲内であった場合、工事請負契約を締結する予定の者をいう。

(2) 評価委員会

技術協力業務受託者を決定するにあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づく学識経験を有する者と共に、志木市新複合施設建設工事技術協力業務受託者選定公募型プロポーザル方式評価委員会（以下「評価委員会」という。）の審議を経るものとする。

評価委員会は、以下の委員により構成されるものとする。

- ①建設工事等に関し、識見を有するもの
- ②副市長
- ③市民生活部長
- ④都市整備部長
- ⑤市長公室長
- ⑥教育政策部長

(3) 3者協議会

3者協議会とは、志木市複合施設建設工事技術協力協議会を指し、発注者及び設計者並びに技術協力業務受託者の3者により組織されるもので、実施設計見直し時に技術協力業務受託者から提案される高度な技術提案及びVE提案並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計の見直しに反映させる組織をいう。

(4) コンストラクション・マネジメント業務（以下「CMr」という。）

CMrとは、コンストラクションマネージャーであり、実施設計見直し段階及び工事施工段階において、発注者を支援する者をいい、発注者が必要と認める場合には、3者協議会等関係打合せに参画する。

3 最優秀提案事業者選定の概要

(1) 発注者

志木市長 香川 武文

(2) 選定方式

企業の高度な技術を実施設計の見直しに反映させるため、業務への取り組みや工事施工時に対する技術提案等（以下「技術提案等」という。）を求め、必要に応じてヒアリングを実施した上で、提案価格及び技術提案等を総合的に評価し、最優秀提案事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(3) 選定方法

発注者は、参加要件を満たす者から技術提案等を受け、評価点が最も高い者を「最優秀提案事業者」として選定する。選定にあたっては、評価委員会にて審査を行う。

なお、評価委員会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

(4) 審査の公表

審査の結果は、参加者全員に通知するとともに市ホームページに公表する。なお、評価点の最も高い者（最優秀提案事業者）と次点者については名称を公表する。また、技術協力業務委託契約締結後に審査結果の講評を公表する。

4 技術協力業務の概要

技術協力業務受託者となった者は、3者協議会に出席し、技術提案のあった事項等を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

(1) 業務名称

志木市新複合施設建設工事技術協力業務

(2) 業務委託料

10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を除く）

(3) 履行期間

業務委託契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容

別紙、技術協力業務委託特記仕様書による。

(5) 業務の配置担当者

別紙、技術協力業務委託特記仕様書による。

(6) 業務の成果物

別紙、技術協力業務委託特記仕様書による。

(7) 支払い条件

完了後一括払い

5 工事の概要

(1) 工 事 名 志木市新複合施設建設工事

(2) 工事場所 志木市本町1丁目11番50号

(3) 工事概要 新複合施設建設工事

建築工事 1式

電気設備工事 1式

機械設備工事 1式

昇降機設備工事 1式

舞台設備工事 1式

外構工事 1式

(4) 工 期 技術協力業務の中で決定する

(5) 敷地面積 7,299.97㎡（測量実測済み）

(6) 主要構造 RC造，一部S造

- (7) 階数 地上3階、地下1階
- (8) 延べ面積 12,710.13㎡ (内容積対象面積 10,304.13㎡)
- (9) 建築面積 5,109.90㎡
- (10) 参考工事費 (取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
- 金11,500,000,000円 (令和6年1月時点)

6 設計業務等の関係者

設計段階における主な関係者は以下のとおりである。

- (1) 設計者 株式会社石本建築事務所
- (2) CMr 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

7 工事請負契約までの過程

- (1) 発注者は、最優秀提案事業者と「基本協定書 (別紙1)」、最優秀提案事業者及び設計者と「パートナーシップ協定書 (別紙2)」を取り交わし「志木市新複合施設建設工事技術協力業務」(以下「技術協力業務」という。)の委託契約を締結する。
- (2) 最優秀提案事業者は、技術協力業務委託契約締結後「技術協力業務受託者」となる。
- (3) 発注者及び設計者並びに技術協力業務受託者は、実施設計見直し時に最優秀提案事業者から提案される技術提案及び契約期間中の提案等の採否を検討し、実施設計の見直しに反映させていくため、3者協議会を組織する。なお、発注者が必要と認める場合は、CMrを3者協議会に参画させる。
- (4) 発注者は、技術協力業務完了後に技術協力業務受託者(優先交渉権者)と見積合せを行い、その金額が発注者にて定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって工事請負契約を締結する。
- (5) 最優秀提案事業者がその決定後、技術協力業務の契約締結までに「I.11プロポーザルへ参加する者に必要な資格」の(1)から(10)のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、優先交渉権を失い、基本協定及びパートナーシップ協定は締結しないものとする。また、既に基本協定書及びパートナーシップ協定を締結していた場合は、その効力を失うものとし、技術協力業務の委託契約は締結しない。
- (6) 発注者は、最優秀提案事業者と交渉等により基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わせない又はその効力を失った場合、技術協力業務の委託契約を締結できない場合、工事請負契約を締結できない場合は、最優秀提案事業者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、交渉の

意思を確認した上で、新たな最優秀提案事業者として、基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わし、協議が整った後、技術協力業務の委託契約の締結等の交渉を行う。なお、最優秀提案事業者及び新たな最優秀提案事業者は、交渉等において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに第三者に漏らしてはならない。

- (7) 最優秀提案事業者は、技術協力業務の中で、構造又は設備等のV E提案において、最優秀提案事業者が所有する特許技術を使用した技術提案が採用された場合、速やかに設計者と協議の上、設計者と再委託契約を結び、「その他の設計者」として技術提案等を反映すべく設計協力を行う。また、特許工法採用によって何らかの損害賠償責任が発生した場合で、その損害が特許工法採用に起因する場合、その責任は提案を行った最優秀提案事業者が負担する。

8 事務局

志木市 市長公室 新複合施設建設推進室

〒353-0002 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

電話 048-473-1127 (直通)

メールアドレス fukugo@city.shiki.lg.jp

9 実施スケジュール

実施スケジュールは、次表のとおりとする。

区分	項目	日程・期間
実施要項等 公表	実施要項のHP掲載	令和7年11月27日(木)
	図面等資料の配布期間	令和7年11月27日(木) から 令和7年12月4日(木)
参加資格 審査	参加表明に関する質疑提出期間	令和7年11月27日(木) から 令和7年12月4日(木)
	参加表明に関する質疑回答	令和7年12月11日(木)
	参加申請書提出期間	令和7年12月12日(金) から 令和7年12月16日(火)
	参加資格審査結果通知	令和7年12月23日(火)
技術等審査	設計図書に関する質疑提出期間	令和7年12月24日(水) から 令和7年12月26日(金)
	質疑回答	令和8年1月14日(水)
	技術提案書等提出	令和8年3月6日(金)
	プレゼンテーション・	令和8年3月13日(金)

	ヒアリング	
基本協定書 パートナーシップ 協定書	締結	令和8年3月（予定）
技術協力 業務 委託契約	契約の締結	令和8年3月（予定）
工事 請負契約	契約の締結	令和9年5月（予定）

- (1) 参加申請書、技術提案書等の提出物は、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に事務局窓口までに提出すること。
- (2) スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知するとともに、志木市ホームページに掲載する。

10 プロポーザルに参加できる者の形態

単体企業又は共同企業体いずれも可とする。共同企業体の要件は以下とする。

- (1) 共同企業体で技術協力業務受託者選定に参加希望の者は自主的に共同企業体を結成すること。名称は共同企業体が特定できる名称を付すること。
- (2) 共同企業体は、代表者となる第1位構成員と第2位構成員の2者、または第3位構成員も含めた3者で結成すること。構成員の出資比率は、2者で結成する場合は100分の30以上、3者で結成する場合は100分の20以上とする。また、代表者の出資比率は100分の50以上とし構成員中最大とする。

11 プロポーザルへ参加する者に必要な資格

本件プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないものであること。
- (2) 「令和7・8年度志木市建設工事等競争入札参加資格者名簿」（以下「資格者名簿」という。）に 建築一式工事の業種で登載されている者であること。
- (3) 資格者名簿に登載されている主たる営業所（本店）又は従たる営業所（支店）を埼玉県に置き、当該営業所に本市と契約締結権限を有する者を置いていること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく、資格者名簿の経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書の総合評定値（P）が、建築工事の種類の「建築一式工事」で「1,600点以上」の者であること。共同企業体での参加の場合は、その他の構成員の総合評定値（P）が「1,200点以上（志木市内業者においては800点以上）」であること。

- (5) 建設業法に基づく建築一式工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 平成27年4月1日から本公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体の運営する公共施設について、以下の工事のいずれかを元請として完成させた実績を有すること。なお、本工事に共同企業体として参加する場合、施工実績のある者としては、代表構成員その他構成員のいずれでも可とする。
- ① 延べ面積5,000㎡以上の体育館又は、300席以上の客席を持つ文化ホールの新築、改築又は増築工事（改築、増築工事にあつては、対象部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事
 - ② 延べ面積5,000㎡以上の公共施設の新築、改築又は増築工事（改築、増築工事にあつては、対象部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事
- (7) 本告示日から技術協力業務受託者選定日までの期間、営業停止又は埼玉県内の公共機関から指名停止等の措置を受けていない者及び志木市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年11月1日制定）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (10) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。

1.2 プロジェクト責任者の役割

- (1) 次の項目を満たす技術協力業務責任者を技術協力業務に配置すること。
- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - ② 上記1.1-(6)①、②の工事に、監理技術者又はそれに準ずる経験者として従事した経験を有すること。
 - ③ 参加申請書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (2) 本工事を契約する場合契約時において次の項目を満たす監理技術者を専任配置すること。
- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

- ② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
 - ③ 上記 1 1- (6) ①、②の工事に監理技術者またはそれに準ずる経験者として従事した経験を有すること。
 - ④ 参加申請書提出時において、所属する建設業者との間に 3 か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (3) 上記 (1) 技術協力業務責任者又は上記 (2) 監理技術者のいずれかをプロジェクト責任者とし配置すること。なお、プロジェクト責任者は技術協力業務期間において従事し、全ての関係者の窓口となり、対応・調整に当たること。

II 参加表明

1 プロポーザル参加申請書等の提出

プロポーザルへ参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次に示す期間内にプロポーザル参加申請書を提出すること。参加の申請にあたっては「様式集」の様式 1 「プロポーザル参加申請書」（単体企業の場合）又は様式 1-1 から 1-3 （共同企業体の場合）を次のとおり郵送または持参にて提出すること。郵送方法は書留・簡易書留のいずれかによりしなければならない。

(1) プロポーザル参加申請書の提出期間

令和 7 年 12 月 12 日（金）から

令和 7 年 12 月 16 日（火）まで

土日祝日を除く、午前 9 時から午後 4 時までとする。

（ただし、正午から午後 1 時は除く）

(2) プロポーザル参加申請書の提出先、部数

①提出先

I-8 事務局あて（「参加申請書在中」と明記すること）

②提出部数

1 部

(3) プロポーザル参加申請書添付書類

プロポーザル参加申請書には、次のものを添付すること。

①プロポーザル参加申請書（様式 1 （単体企業の場合）または 1-1 から 3 （共同企業体の場合）

②参加資格要件チェックリスト（様式 2）

③企業の施工実績（様式 3-1）

④企業の社会的貢献度（様式 3-2）

⑤プロジェクト責任者の経歴等（様式 3-3）

⑥第二構成員の代表者等の一覧（任意様式）※共同企業体での応募のみ

- ⑦共同企業体協定書（任意様式）※共同企業体での応募のみ
- ⑧秘密保持に関する誓約書（様式４）

2 質疑応答

参加表明に関する質疑がある場合は下記要領にて提出する。

（１）受付期間

令和７年１１月２７日（木）午前９時００分から

令和７年１２月４日（木）午前１０時００分まで

（２）宛先

I-8 事務局と同じ

（３）回答期限

質疑に対する回答については、令和７年１２月１１日（木）午後３時００分までに参加者に電子メールで配布すると同時に、志木市ホームページ上に掲示する。

（４）提出方法

参加表明に関する質疑は「参加表明に関する質疑書」（様式５－１）を事務局にマイクロソフト社製のワード形式で電子メールにて送信すること。なお、電子メールの件名は、「【ECI】（会社名）志木市新複合施設建設工事実施設計技術協力業務公募型プロポーザル（参加表明質疑書）」とすること。また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

（５）その他

質疑内容で会社名がわかるものは記載しないこと。また、設計図書に関する質疑は、別途設ける期間に受け付けるものとする。本期間に設計内容に関する質疑があった場合には、回答対象外とする。

3 提出書類の留意事項

① プロポーザル参加申請書（様式１）

- ・ 担当者連絡先を記載すること。

② 参加資格要件チェックリスト（様式２）

- ・ 様式の確認欄にチェックを行い、下記、確認書類とともに提出すること。
- ・ 建築一式工事の特定建設業の許可証の写し
- ・ 建築士事務所登録の写し
- ・ 最新の経営事項審査結果通知の写し

③ 企業の施工実績（様式３－１）

- ・ 「I-11. プロポーザルへ参加する者に必要な資格（６）」の要件を満たす実績を記載する。

- ・ コリンズ（（一財）日本情報総合センターによる工事实績情報登録）登録が有る場合は、その写しを添付すること。無い場合は、契約書（工事名称、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分）の写しを添付すること。なお、コリンズ等で実績確認が不明瞭なときは、別途平面図、立面図、特記仕様書等の工事内容の確認できる図書を添付すること。

④ 企業の社会的貢献度（様式３－２）

- ・ 様式の実績の有無の該当するものに○を記載し、有りの場合は、確認できる資料とともに提出すること。

⑤ プロジェクト責任者の経歴等（様式３－３）

- ・ 技術協力業務を契約締結した場合のプロジェクト責任者を記載する。
- ・ 「Ⅰ－１ １．プロポーザルへ参加する者に必要な資格（１１）」の要件を満たす実績を記載すること。
- ・ 記載した資格を証明する写し及び雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付する。なお、工事の内容を証明する書面は、従事したことのわかるものであればその形式は問わない。
- ・ 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、技術協力業務責任者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

⑥ 共同企業体協定書（任意様式）※共同企業体での応募のみ

- ・ 協定書を３部作成し、提出すること。（内２部は、提出時に事務局確認の上、返却。郵送にて提出の場合は、後日、受け取りに来ること。）
- ・ 構成員の結成方式は共同施工方式（甲型）とする。

4 プロポーザル参加申請書の受理に係る通知

前記のとおり、提出された「プロポーザル参加申請書」を確認した結果と受付番号を「申請者」に通知する。

5 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、「Ⅰ－９ 実施スケジュール」の期限までに書面により申請者に通知する。

6 参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、事務局に対して参加資格がないと認めた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

（１）提出期限

参加資格がないと認められた者は、審査結果の通知の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面（任意様式）により発注者に対し説明を求めることができる。

（2）回答期限

前項に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により行う。

（3）その他

（1）による書面は、事務局窓口まで持参とする。

Ⅲ 図面等の資料配布

1 詳細設計図書等の配布

本プロポーザルへの参加に関する検討のため、希望者に「秘密保持に関する誓約書」（様式4）及び「借用書」（様式10）と引き換えに、発注図（令和6年1月）の資料をDVD-Rにて貸与する。希望者は、下記まで電話又はメールで連絡のうえ来庁希望日時を予約すること。

（1）貸与期間・問合せ先

① 貸与（来庁）期間

令和7年11月27日（木）午後1時00分から

令和7年12月4日（木）午後4時00分まで

（土日祝日及び各日、正午から午後1時を除く。）

② 問合せ先

I-8 事務局

2 発注図及び技術等審査等に関する質疑

発注図及び技術審査等に関する質疑がある場合は、下記要領にて提出する。

（1）受付期間

令和7年12月24日（水）午前9時00分から

令和7年12月26日（金）午前10時00分まで

（2）宛先

I-8 事務局と同じ

（3）回答期限

質疑に対する回答については、令和8年1月14日（水）午後3時00分までに参加者に電子メールで配布すると同時に、志木市ホームページ上に掲示する。

（4）提出方法

発注図及び技術審査等に関する質疑は「発注図等に関する質疑書」（様式5-2）を

事務局にマイクロソフト社製のワード形式で電子メールにて送信すること。なお、電子メールの件名は、「【E C I】（会社名）志木市新複合施設建設工事実施設計技術協力業務公募型プロポーザル（技術審査質疑書）」とすること。また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

（５）その他

質疑への回答は、発注図及び技術審査等の細部説明及び補完する内容のものに限る。なお、質疑内容で会社名がわかるものは記載しないこと。

IV 技術提案書等の提出

1 技術提案書

技術提案等については、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、工期の短縮を図ることを目的とした提案を行うこと。

（１）提出期間

令和８年３月６日（金）まで

（２）提出先

I-8 事務局（「技術提案書在中」と明記すること。）

（３）提出方法

参加者は技術提案書及び添付書類一式を郵送または持参にて提出すること。郵送の場合は、書留・簡易書留のいずれかによりしなければならない。

（４）提出部数

①技術提案書表紙（様式６）：１部

②技術提案書（様式７－１－１～様式７－２－２）：１０部（クリップ留め）

③提案価格等（様式８－１－１～様式８－２）：１部

※上記書式は、電子ファイル１部（ＤＶＤ－Ｒ。作成ソフトは任意とするが、ＰＤＦ形式データの提出とする。なお、ＰＤＦのセキュリティ設定は「印刷」及び「内容のコピー」を許可とすること。）

（５）提出書類

技術等審査に係る提出書類は以下のとおり。

①ＥＣＩ業務に対する取り組み意欲とその体制（様式７－１－１）

②関係者と円滑にコミュニケーションを図る手法（様式７－１－２）

③コスト増加を抑制できるコストコントロール手法（様式７－１－３）

④工程管理の適切性（様式７－１－４）

⑤施工管理（品質管理）の適切性（様式７－１－５）

⑥施工管理（安全管理）の適切性（様式７－１－６）

⑦市内企業に対する貢献策（様式７－２－１）

⑧その他、独自に行う市や地域への貢献策（様式 7－2－2）

⑨提案価格（様式 8－1－1）

⑩提案価格内訳書（様式 8－1－2）

⑪技術協力業務委託費（様式 8－2）

（6） 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定めるものとする。

（7） 費用負担

本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション・ヒアリング等に係る全ての費用は参加者の負担とする。

（8） 注意事項

- ① 技術提案については審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現は避けること。
- ② 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。
- ③ 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。）
- ④ 提出された書類や図書等は、返却しない。
- ⑤ 発注者は応募書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。
- ⑥ 技術協力業務受託者に選定されなかった者の技術提案等については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。

（9） その他

- ① 本工事における施工者のための駐車場（約 1，200 m²）を近隣地に用意している。受注者には、有償にて貸し出すので、有効に活用するとともに適切に管理すること。（金額は、技術協力業務受託者決定後に協議する。）
- ② 選定参加者は、技術提案書等提出後、この公告、志木市契約規則、志木市建設工事請負契約約款、本工事に係る質疑回答書、設計図書等及び現場等について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ③ 本業務は、志木市現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領（平成 24 年 4 月 1 日制定）の規定を適用する。

2 技術提案書等の作成

(1) 技術提案書の内容

参加者は、本プロポーザルの実施に当たり、設計図書等の内容に基づいた提案書（以下「技術提案書」という。）を提出するものとする。なお、技術提案書の様式は、「様式集」の様式7-1-1から様式7-2-2によるものとする。また、技術提案書には、プロポーザル参加申請書の受理に係る通知に記載の受付番号を記入すること。

(2) 指定課題

技術提案書作成にあたっての指定課題は、以下のとおり

- ① E C I 業務に対する取り組み意欲とその体制（様式7-1-1）
- ② 関係者と円滑にコミュニケーションを図る手法（様式7-1-2）
- ③ コスト増加を抑制できるコストコントロール手法（様式7-1-3）
- ④ 工程管理の適切性（様式7-1-4）
- ⑤ 施工管理（品質管理）の適切性（様式7-1-5）
- ⑥ 施工管理（安全管理）の適切性（様式7-1-6）
- ⑦ 市内企業に対する貢献策（様式7-2-1）
 - i) 市内下請けへの発注や市内調達の実施について提案する。
 - ii) 市内企業との連携やその他地域経済活性化に資する取り組みについて実施方法を提案する。
- ⑧ その他、独自に行う市や地域への貢献策（7-2-2）

(3) 提案価格の作成

- ① 提案価格（様式8-1-1）
- ② 提案価格内訳書（様式8-1-2）

前記②は、①に添付し、提出すること。また、必要に応じて見積項目を追加・修正すること。マイクロソフト社製のエクセル形式のデータも合わせて提出すること。

3 技術協力業務委託費の作成

(1) 技術協力業務委託費の作成（様式8-2）

本業務において想定される業務委託費を記入して提出すること。

V プレゼンテーション及びヒアリング

1 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

本プロポーザル参加者は、提出された技術提案書等に基づいてプレゼンテーションを行い、その後、評価委員会によるヒアリングを受ける。

(2) 実施場所・実施時間

後日事務局より連絡を行う。

(3) 実施方法

評価委員及び事務局によるヒアリング形式（非公開）とする。当日の詳細についても後日、参加者に通知する。

VI 審査

1 技術協力業務受託者（優先交渉権者）決定までの手順

技術協力業務受託者（優先交渉権者）決定までの手順は以下のとおりとする。

表 技術協力業務受託者決定までの手順

	実 施 項 目	実 施 内 容
①	技術提案評価及び実績評価	・ 評価委員会は、各参加者の提案及び実績を審査し、本基準に基づき評価点を算出する。 ・ 技術提案書の内容を確認するために、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
②	価格評価	・ 提案価格を本基準に基づき評価点へ換算する。
③	総合評価	・ ①と②の結果から、算出式に従い、総合評価点を算出し、確定する。
④	技術協力業務受託者審査	・ 技術協力業務受託者（優先交渉権者）を審査する。
⑤	技術協力業務受託者の決定	・ ④の結果を受けて、技術協力業務受託者（優先交渉権者）を決定する。

2 プロポーザル参加資格審査

プロポーザル参加資格確認では、参加者から提出されるプロポーザル参加申請書及びプロポーザル参加資格の確認に必要な資料を基に、参加者がプロポーザル参加資格を満たしているか否かを確認する。プロポーザル参加資格審査は本市が実施し、プロポーザル参加資格が確認できない場合は失格とする。

3 評価方法

本プロポーザルの審査は、評価委員会が行う。技術提案等及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき客観的かつ総合的に評価する。

総合評価では、提案価格と技術提案及び実績の内容から評価を行う。提案価格評価点が15点、技術提案及び実績評価点が85点の合計100点で評価する。なお、評価点の最も高い点数が2者以上となった場合には、技術協力業務受託費の安価な提案者を優秀提案事業者として選定する。

評価点（１００点）＝

提案価格評価点（１５点）＋技術提案及び実績評価点（８５点）

（１）提案価格評価

提案価格評価点は、参加者の提案価格を順位付けし、点数に換算する相対評価方式とする。提案価格評価点は上限を１５点とする。評価基準は下記による。

評価基準

1. 参加者の価格順位付け：全参加者の提示価格を安い順に並べ、順位を決定する。
2. 基準点の算出：満点（１５点）を参加者数で除算し、減点幅を算出する。なお、減点幅は小数点第一位で四捨五入する。

$$\text{減点幅} = 15 \text{ 点} \div \text{参加者数}$$

3. 点数の割り当て：

- 1位：最も安価な価格を提示した参加者を満点（１５点）とする。
- 2位以下：2位以下の参加者は、1位との順位の差に「減点幅」を乗じ、1位の点数から減点する。

$$\text{点数} = 15 \text{ 点} - (\text{順位} - 1) \times \text{減点幅}$$

ただし、参加が４者以上の場合、４位以下は一律１点とする。

（例）

- ・ 2 者の場合・・・１５点、７点
- ・ 3 者の場合・・・１５点、１０点、５点
- ・ 4 者の場合・・・１５点、１１点、７点、１点
- ・ 5 者の場合・・・１５点、１２点、９点、１点、１点

（２）技術提案及び実績評価

技術提案及び実績評価点は、参加者からの技術提案の内容については、「別表１ 評価項目及び配点」に基づきＡ～Ｄの４段階評価とある内容については評価委員が下記の表に従い評価し、各評価項目の平均点を算出する。

表 採点の方法（別表１の技術提案評価項目）

評価ランク	採点方法	採点基準の例
A	配点×１．０	一番、優れた提案である
B	配点×０．７	やや優れた提案である
C	配点×０．４	標準的な提案である
D	配点×０．０	評価できる提案がない

実績評価項目に係る採点の方法は「別表１ 評価項目及び配点」に記載のとおりである。

審査の過程で必要と認める場合、技術提案書の内容を確認するため、ヒアリングを実施する他、補足説明の要請等を行う場合がある。

別表 1 評価項目及び配点

		配点	配点 合計	方法
ア 企業の施工実績				
施工実績	①平成27年4月1日以降告示までの間に延べ面積7,000㎡以上の体育館若しくは、500席以上の客席を持つ文化ホールの新築、改築又は、増築工事の実績がある。	10	10	あり/なし
	②平成27年4月1日以降告示までの間に延べ面積5,000㎡以上の体育館若しくは、300席以上の客席を持つ文化ホールの新築、改築又は、増築工事の実績がある。	7		あり/なし
	③延べ面積5,000㎡以上の公共施設の新築、改築又は増築工事（改築、増築工事にあつては、対象部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事	4		あり/なし
イ 企業の社会的貢献度				
社会貢献等の 実績	企業で行う公共的な社会貢献の実績がある。 ※災害活動への協力や災害活動防止の体制を整えているなどを含む。	6	6	あり/なし
ウ 発注者が指定した提案課題への対応				
①ECI業務に対する取り組み意欲とその体制		10	30	A～Dの 4段階評価
②関係者と円滑にコミュニケーションを図る手法		10		
③コスト増加を抑制できるコストコントロール手法		10		
④工程管理の適切性		6	18	
⑤施工管理（品質管理）の適切性		6		
⑥施工管理（安全管理）の適切性		6		
⑦市内企業に 対する貢献策	市内下請けへの発注や市内調達の実施方法	8	21	
	市内企業との連携やその他地域経済活性化に資する取り組みについて実施方法	8		

⑧その他、独自に行う市や地域への貢献策	5		
エ 提案価格		1 5	
計		1 0 0	

4 最優秀提案事業者の決定

評価点の合計点数が最も高い者を最優秀提案事業者とする。

なお、評価点の最も高い点数が2者以上となった場合には、技術協力業務受託費の安価な提案者を最優秀提案事業者として選定する。

最優秀提案事業者を決定後、結果は直接参加者に通知するほか、志木市ホームページに掲載する。

なお、最終審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

VII 基本協定の締結

1 最優秀提案事業者は発注者が指定する期日までに提案価格の内訳明細書（以下「明細書等」という。）を提出する。

（1）提案価格内訳明細書（任意書式）

①内訳明細書はマイクロソフト社製のエクセル形式を用い任意の書式で作成すること。ただし、見積会社名及びページ数、全体ページ数を各ページのフッター部に出力の上、エクセル形式のデータ及びPDFデータも合わせて提出すること。

②内訳明細書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。

③一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事の根拠を内訳明細書に反映させる。

④共通仮設工事・直接仮設工事については一式の計上をしないこと。

⑤価格調整などの一括値引き（出精値引き）は避けること。（厳守）

⑥本様式の提出は、基本協定締結時に提出日を指定する。

（2）提案価格内訳明細書作成の留意事項

①提案価格内訳明細書は 技術協力業務におけるコスト管理支援及び円滑な価格交渉での活用が可能なものとする。

2 基本協定の締結にあたり、発注者及び設計者並びに最優秀提案事業者は、以下内容の確認を行う。

（1）最優秀提案事業者より提出された明細書等の算出根拠及び考え方並びに妥当性。

（2）明細書等に基づく、実施設計見直し着手段階での設計グレードの確認。

（3）技術協力業務期間における明細書等とのコストの乖離を防止するための、実施設計グレードの確認・フィードバック方法。

- (4) 工事請負契約締結後の物価変動や社会情勢の変化に伴う請負代金の変更については、工事請負契約約款に基づく協議対象事項であるため、技術協力業務終了後の見積においては工事請負契約後の物価上昇分を見込まないものとする。
- (5) 上記(2)の確認において、明細書等と本確認時点で想定される設計グレードに相違がある場合は、発注者及び設計者並びに最優秀提案事業者にて協議し、必要に応じて設計グレード又は明細書等の修正を行う。
- (6) 発注者及び設計者並びに最優秀提案事業者は、明細書等（修正された場合は、修正後の明細書等）を実施設計におけるコストコントロールの根拠とし、提案価格以内での工事の実施に向けて技術協力業務を実施することを努力目標とし、その旨をパートナーシップ協定書に記載する。
- 3 発注者は、上記1及び2における、確認、協議及び合意について、設計者及び最優秀提案事業者との調整を、CMrとともに行うこととする。

VIII その他

1 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。
- (2) 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
- (3) 総合評価点が65点に満たない場合。
- (4) 評価委員又は本プロポーザルの関係者に、直接又は間接を問わず、本件に関し故意に接触した場合。
- (5) その他、評価委員会が不適切と判断した場合。

2 参加者数

参加者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。

3 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、「辞退届」（様式9）を令和8年1月23日（金）までに郵送または持参にて提出すること。

なお、辞退届の提出先は、I-8 事務局とする。

4 公表の範囲

本プロポーザルにおける公表の範囲は、下記のとおりとする。

- (1) 最優秀提案事業者及び次点者の名称

(2) 審査結果の講評（技術協力業務委託契約締結後に予定）

VIII リスク負担・分担

本件業務における工事金額の増加等の負担は、以下の表のとおりとする。なお、志木市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）との齟齬がある場合には、約款を上位とする。

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		備考
				発注者	受注者	
共通	入札手続き等リスク	1	プロボ時に発注者が提示するプロボ用資料の誤り	○		
		2	発注者の帰責事由により落札者と契約締結ができない、又は手続きに時間がかかる場合	○		
		3	受注者の帰責事由により発注者と契約が締結できない、又は手続きに時間がかかる場合		○	
	制度関連リスク	法令関連リスク	4	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○	契約前に確認できるものは受注者の負担
			5	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○	
		許認可等の取得	6	本工事の実施にあたって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○
	社会リスク	住民等の要望活動	7	本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等	○	
			8	受注者が行う業務全般に起因する地域住民等の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等		○
		環境の	9	受注者が行う業務全般に起因		○

		保全		する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応			
		第三者賠償	10	発注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合を含む。)	○		
			11	受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む。)		○	
			12	本件工事等の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動により第三者に損害を及ぼしたとき	△	△	
	経済リスク	物価の変動	13	物価の変動	△	△	分担比率は協議による
	債務不履行リスク	本業務の中止、延期	14	発注者の指示等による本業務の中止、延期	○		
			15	上記以外の事由による本業務の中止、延期(不可抗力リスクを除く)		○	
		構成員に関するリスク	16	受注者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、本工事の実施が困難となった又は遅延した場合		○	損害額の算定は約款第54条5項による

	不可抗力リスク		17	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的若しくは人為的な事象による工事目的物への損害	○		
実施設計・施工段階	計画・設計リスク	各種調査リスク	18	発注者が指示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○		
			19	受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
		設計リスク	20	発注者が提示した設計に関する与条件又は設計図書関連資料の内容に不備があった場合	○		
			21	受注者が実施した設計に不備があった場合		○	
		設計変更リスク	22	発注者の指示により、設計図書関連資料と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○		
			23	受注者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○	
	用地リスク	用地の瑕疵	24	事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は工事費用等の増加	○		契約前に確認できるものは受注者負担
		地盤・地質状況の差異	25	過去の調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法・工期等に変更が生じた場合	○		
	施工リスク	工事完了の遅延	26	発注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		
			27	受注者の帰責事由により契約		○	

				期日までに施設整備が完了しない場合			
		工事費増減	28	発注者の帰責事由による工事費の増加	○		
			29	受注者の帰責事由による工事費の増加		○	
		要求水準等未達	30	完了検査等において、設計図書関連資料未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○	
		施工による損害	31	施工により既設建物損傷やインフラ断絶を及ぼした場合の復旧・補修等関連費用		○	
			32	引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害		○	

○：リスクを負担する。 △：リスクを分担する。